

第28回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告** 主要な営業所
使用人の状況
主要な借入先及び借入額
株式の状況
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制等及び運用状況の概要
- 連結計算書類** 連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- 計算書類** 貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
- 計算書類に係る会計監査報告**

第28期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

1. 企業集団の現況

(1) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

当 社	本社 : 東京都目黒区 大阪支店 : 大阪市北区 名古屋支店 : 名古屋市中区
株式会社 A R M 総合研究所	本社 : 東京都目黒区
株式会社 M e d i p l a t	本社 : 東京都中央区
株式会社 フィッツプラス	本社 : 東京都中央区
健康年齢少額短期保険株式会社	本社 : 東京都港区

(2) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業内容	使用人数	前連結会計年度末比増減
メンタリティマネジメント事業	284 (61)名	12名減 (43名減)
就業障がい者支援事業	87 (16)名	13名増 (2名減)
リスクファイナンス事業	14 (2)名	6名増 (1名減)
少額短期保険事業	3 (0)名	3名増 (-)
全社(共通)	147 (11)名	6名増 (4名減)
合計	535 (90)名	16名増 (50名減)

- (注) 1. 使用人数は、連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります。
 2. 使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450 (50)名	17名増 (8名減)	40.4歳	6.5年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
 2. 使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	731百万円
株式会社三菱UFJ銀行	482百万円
株式会社三井住友銀行	240百万円
株式会社第四北越銀行	20百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 36,500,000株
- ② 発行済株式の総数 16,280,200株 (自己株式269,654株を含む)
- ③ 株主数 3,767名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
鳥越慎二	4,115,000株	25.70%
笹沼泰助	2,685,700株	16.77%
S I X S I S L T D .	1,346,700株	8.41%
フォルソムタ起子	1,040,000株	6.50%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	765,000株	4.78%
株式会社 B I R D E X	394,800株	2.47%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	307,000株	1.92%
前波範彦	260,700株	1.63%
CACEIS BANK / QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	251,500株	1.57%
住友生命保険相互会社	200,000株	1.25%

- (注) 1. 当社は、自己株式を269,654株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、269,654株には「株式給付信託 (J-ESOP)」制度の導入に伴う株式会社カストディ銀行 (信託E口) が保有する307,000株は含めておりません。
2. 持株比率は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	当社普通株式 5,500株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(1)会社役員 の状況 ⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	40百万円
非監査業務に基づく報酬	－百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制等及び運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1) 当社及び当社子会社（以下「ARMグループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. ARMグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ARMグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。
- ロ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
- ハ. 内部通報制度の利用を促進し、ARMグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。
- ニ. 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
- ホ. 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- ヘ. 内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。
- ト. 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査等委員会等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3) A R Mグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
 - ロ. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。
 - ハ. 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会及び監査等委員会において報告する。
- ニ. 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

4) A R Mグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
 - ロ. 取締役会は、A R Mグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
 - ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ニ. A R Mグループの事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、A R Mグループの適切な会議体を設置し、開催する。
- ホ. 連結ベースの事業計画に基づき、A R Mグループの予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - ヘ. A R Mグループの経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

5) A R Mグループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. A R Mグループ各社は、A R Mグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
- ロ. A R Mグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。

- ハ. A R Mグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、A R Mグループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、A R Mグループとして機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。
- ニ. A R Mグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。
- ホ. 内部監査部門は、A R Mグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、A R Mグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- ヘ. A R Mグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ト. A R Mグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。

6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- イ. 実効的な監査等委員会監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査等委員会から要請された場合には、監査等委員会との協議により定めるものとする。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事については監査等委員会の同意を得る。また、監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従う。

7) A R Mグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. A R Mグループ各社の取締役社長は、当社の監査等委員に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ロ. A R Mグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、当社の監査等委員会に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。

ハ. A R Mグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告するものとし、その対応策等について、必要に応じ取締役会にて報告、協議するものとする。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. A R Mグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査等委員と情報交換を行う。

ロ. A R Mグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、当社の監査等委員会の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査等委員会に報告し、その職務に係る資料を開示する。

ハ. A R Mグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、上記のほか、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるよう協力する。

9) 上記7) を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行ったA R Mグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1) 取締役の職務執行

当期において取締役会を15回開催し、経営戦略、事業計画、組織変更、主要人事等の重要事項の審議及び意思決定並びに取締役の職務執行の監督を行っております。また、執行役員制度の下、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲により業務執

行の迅速化を図り、業務執行の状況については定期的を取締役に報告しております。

取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る会議資料や議事録等については、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理しております。

2) 監査等委員会の職務執行

当期において監査等委員会を9回開催し、監査等委員は、監査等委員会が定めた監査計画に従い、取締役会やその他必要に応じ重要な会議に出席するほか、稟議書閲覧等により業務執行状況を把握し、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行うこと等により、監査等委員会による取締役の職務執行の監査の実効性向上を図っております。

3) リスク管理体制

「リスク管理規程」及び「リスク管理マニュアル」においてリスクの管理体制及び報告のプロセス等を定め、当社が抱える各種リスクを統合的・組織的に管理する体制を整備しております。具体的には、「リスク管理委員会」にて決定する年度活動計画に基づき、リスクマネジメントタスクフォースが全社的な視点からリスクの管理と評価を行い、リスク管理に関する重大な問題を認識した場合には、速やかに代表取締役社長に報告するとともに、遅滞なく取締役会にその旨を報告するものとし、リスク管理の状況について各事業年度に1回、取締役会に報告しております。

また、当社は巨大地震を想定し、安否確認サービスを利用した安否報告訓練を実施する等、使用人の状況を確認するとともに、事業継続管理の高度化を進めております。

4) コンプライアンス体制

「コンプライアンス管理規程」を制定し、法令、定款及び社内諸規程等の遵守は当然のこととして、企業理念及び行動指針に定められた企業倫理に基づき誠実に行動することを、取締役及び使用人に周知徹底しております。また、内部者取引防止等の研修の実施や、コンプライアンスに関する情報の発信を行っているほか、10月をコンプライアンス推進月間と定めてトップメッセージの発信、その他コンプライアンス意識向上のための取組みを行い、コンプライアンス強化に努めております。更に、コンプライアンスに抵触する事案の社内通報制度として相談窓口を社外に設置し、事案の早期把握と速やかな対応を図るとともに、内部通報者の保護にも十分配慮した運用体制を構築しております。

5) 反社会的勢力排除に関する取り組み

「反社会的勢力対応マニュアル」において「反社会的勢力への対応方針」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求に対する法的対応、裏取引や資金的提供の禁止等を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、組織全体として対応する体制を構築しております。

6) 内部監査体制

内部統制システムの整備及び運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した代表取締役社長直下の組織として内部監査部門を設置しております。内部監査部門は、ARMグループの財務報告に係る内部統制評価、情報セキュリティ・個人情報保護及びリスク管理に関する内部監査を主な業務としており、その監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査等委員会及び会計監査人との連携を図ることにより、内部監査の効率的な実施に努めております。

(ご参考)

◆アドバンテッジリスクマネジメントのコーポレートメッセージ及び経営理念

企業に未来基準の元気を！

私たちは、
人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」を
皆様と共に創り出します。

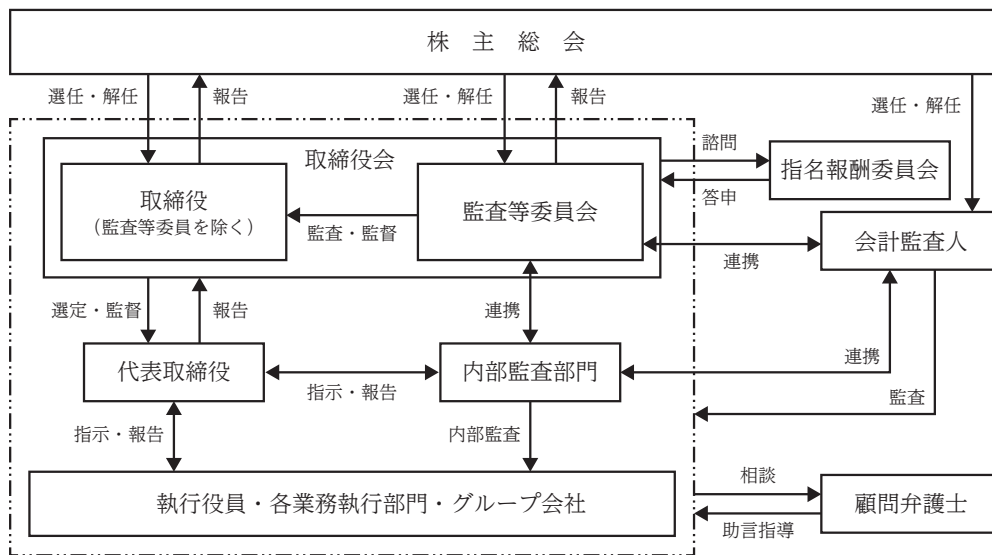
◆アドバンテッジリスクマネジメントのコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーと健全かつ良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げることが、企業価値の最大化につながると考えており、その実現に向け、透明性と客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築、運営することを最重要課題の一つとして位置付けております。

当社は、2022年6月28日開催の第24回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、その全員が独立社外取締役である監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化いたしました。また、従来導入している執行役員制度の下、取締役3名と取締役の兼任も含めた執行役員9名の体制により、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲による業務執行の迅速化を図っております。今後につきましても、経営環境の変化に対応して企業統治の体制を整備するとともに、内部統制システム及びリスク管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



連結株主資本等変動計算書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 剰 余 金	自 株 式	株 主 資 本 計 合	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	365,964	317,554	3,707,056	△481,791	3,908,783	—	—	51,130	3,959,913
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△256,080		△256,080				△256,080
親会社株主に帰属する当期純利益			686,554		686,554				686,554
自己株式の処分		△496		4,848	4,352				4,352
自己株式処分差損の振替		496	△496		—				—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△15,467	△15,467		△15,467
連結会計年度中の変動額合計	—	—	429,977	4,848	434,826	△15,467	△15,467	—	419,359
当 期 末 残 高	365,964	317,554	4,137,034	△476,943	4,343,609	△15,467	△15,467	51,130	4,379,272

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 株式会社A R M総合研究所、株式会社Mediplat、株式会社フィッツプラス、健康年齢少額短期保険株式会社

当連結会計年度において、健康年齢少額短期保険株式会社の全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、連結子会社であったここむ株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した非連結子会社 なし
- ・持分法適用関連会社の数 なし

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、顧客関連資産についてはその効果の発現する期間を合理的に見積り、13～17年で均等償却を行っております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

3) 役員賞与引当金

当社及び連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

4) 株式給付引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対する当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

1) システム提供による収益

当社グループでは、メンタルヘルスケアのプログラムであるアドバンテッジタフネスをはじめ、自社システムを顧客へ提供するサービスを展開しております。当該収益については、自社システムを利用したサービス提供を継続的に行うことを履行義務としており、時の経過に伴い履行義務が充足すると判断しております。したがって、サービスの対価を契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。

2) 保険販売による手数料収益

当社グループでは、団体長期障害所得補償保険（GLTD）の販売及び個人向け保険の販売を行っております。これら保険販売においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることが主な履行義務であると判断しております。したがって、保険契約が開始した時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。

3) 保険引受による収益

当社グループでは、保険の引受を行っております。保険料収入については、保険業法を含む関係法令の定めに基づき、保険責任の開始及び保険料の収納があった時点で収益を認識しております。

⑤のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、7～15年で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	—
有形固定資産及び無形固定資産（のれん及び顧客関連資産を除く）	2,355,498

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、固定資産の減損検討にあたり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で固定資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについては、主要な資産の経済的残存使用年数分の割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額について減損損失を計上します。

なお、当連結会計年度において、就業障がい者支援事業セグメントにおける両立支援事業の資産グループにおいて減損の兆候があると判定されましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を計上しておりません。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算や中期経営計画を基礎として、見積り時点における最新の事業の状況を加味しております。見積りにおける主要な仮定は、新規顧客の獲得に基づく売上計画、将来費用の発生や投資計画の予測等であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の予測であり不確実性を伴うものであるため、実際の経営成績との乖離が発生した場合には、固定資産の減損損失が計上される等、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	—
のれん	588,086
顧客関連資産	946,878

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、企業結合時の取得原価を識別可能な資産及び負債に金額を配分したうえで、残余金額をのれんとして計上しております。顧客関連資産は既存顧客との継続的な取引関係により期待される超過収益を現在価値に割引くことで算定しております。また、のれん及び顧客関連資産はその効果の発現する期間を見積り、均等償却を行っております。

のれん及び顧客関連資産については、対象会社ごとにグルーピングを行い、事業計画と実績の比較等により減損の兆候を判定しております。減損の兆候があると判定された場合には、割引前キャッシュ・フローを見積っております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額について減損損失を計上します。

なお、当連結会計年度において、健康年齢少額短期保険株式会社に係るのれんについては、取得時にのれんに配分された金額が相対的に多額であることから減損の兆候があると判定されましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を計上しておりません。

②主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の評価における将来キャッシュ・フローの見積りは、対象会社の事業計画を基礎としており、当該事業計画における売上高成長率、営業利益率及び既存顧客売上高の減少率を主要な仮定としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の予測であり不確実性を伴うものであるため、実際の経営成績との乖離が発生した場合には、のれん及び顧客関連資産の減損損失が計上される等、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復工事費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額65,608千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 369,387千円

(2)国庫補助金等の受入により取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

ソフトウェア 14,901千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(補助金収入及び固定資産圧縮損)

補助金収入は、経済産業省の「先端技術活用メンタルヘルスサービス開発支援事業費補助金」であり、当該補助金の受入額は「補助金収入」として特別利益に計上するとともに、当該補助金に関連して取得した固定資産について、取得価額から直接減額する圧縮記帳を行い、「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,280,200株	—	—	16,280,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	583,354株	—	6,700株	576,654株

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する自己株式307,000株を含めております。

2. 普通株式の自己株式の減少6,700株は、譲渡制限付株式報酬としての株式処分5,500株、「株式給付型ESOP信託口」から従業員への株式付与1,200株によるものであります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2017年8月7日 臨時取締役会	普通株式	67,100株	671個

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	256,080	16.0	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式に対する配当金4,931千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	272,179	17.0	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(注) 2026年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式に対する配当金5,219千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

営業債権については、社内規程に従い、管理部門と営業部門が連携し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

借入金は、主に運転資金及びM&Aに係る資金調達を目的としたものであります。なお、当該借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。借入に係る流動性リスクについては、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 投資有価証券 (*2)	534,993	534,993	－
② 敷金保証金	219,163	173,396	△45,766
資産計	754,156	708,390	△45,766
① 長期借入金 (*3)	1,454,360	1,454,360	－
② リース債務 (*4)	3,562	3,479	△82
負債計	1,457,922	1,457,839	△82

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「保険代理店勘定」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「保険料預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(*3) 長期借入金には1年以内返済予定の金額が含まれております。

(*4) リース債務には1年以内返済予定の金額が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	534,993	－	－	534,993
資産計	534,993	－	－	534,993

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金保証金	－	173,396	－	173,396
資産計	－	173,396	－	173,396
長期借入金	－	1,454,360	－	1,454,360
リース債務	－	3,479	－	3,479
負債計	－	1,457,839	－	1,457,839

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金保証金

敷金保証金の時価は、返還を受けると想定される将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：健康年齢少額短期保険株式会社

事業の内容：少額短期保険業

②企業結合を行った主な理由

当社既存事業との親和性が高く、少額短期保険ビジネスと当社の持つ顧客基盤、保険関連システムとの相乗効果も期待することができるためであります。

③企業結合日

2025年6月30日（株式取得日）

④企業結合の法定形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2026年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	400,000千円
取得原価		400,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 4,798千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

395,017千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	78,580千円
固定資産	33,738千円
資産合計	112,319千円
流動負債	107,336千円
固定負債	－千円
負債合計	107,336千円

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 275円62銭

1株当たり当期純利益 43円73銭

注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「株式給付型ESOP信託口」が所有する当社株式（当連結会計年度末307,000株、期中平均株式数307,405株）を控除して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	メンタリティマネジメント事業	就業障がい者支援事業	リスクファイナンス事業	少額短期保険事業	
一時点で移転される財またはサービス	3,480,038	1,359,982	339,352	—	5,179,373
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	4,152,341	364,800	—	—	4,517,141
顧客との契約から生じる収益	7,632,379	1,724,782	339,352	—	9,696,514
その他の収益	—	—	—	227,237	227,237
外部顧客への売上高	7,632,379	1,724,782	339,352	227,237	9,923,752

(注) その他の収益は、保険法の定義を満たす保険契約による収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①メンタリティマネジメント事業

メンタリティマネジメント事業では、主にメンタルヘルスケアのプログラムとして自社システムであるアドバンテッジタフネスの提供を行っております。このようなシステム提供による収益については、自社システムを利用したサービス提供を継続的に行うことを履行義務としており、時の経過に伴い履行義務が充足すると判断しております。したがって、サービスの対価を契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。なお、アドバンテッジEAPや健診管理システムの提供においても同様に契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。

上記のシステム提供のほかに、集合研修（ソリューション）の提供やEQ研修プログラムの提供をはじめとして様々なサービスの提供を行っております。これらは研修実施日等の一時点で充足される履行義務であると判断しており、サービスの性質に応じて履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

②就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業では、主に団体長期障害所得補償保険（GLTD）の販売を行っております。当該事業においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることが主な履行義務であると判断しております。したがって、保険契約が開始した時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。また、就業障がい者支援事業では、退職者管理システム「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッ

ジハーモニー)」の提供も行っております。このようなシステム提供による収益については、自社システムを利用したサービス提供を継続的に行うことを履行義務としており、時の経過に伴い履行義務が充足すると判断しております。したがって、サービスの対価を契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。

③リスクファイナンス事業

リスクファイナンス事業では、主に個人を対象にがん保険等の販売を行っております。当該事業においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることを主な履行義務であると判断しております。したがって、保険契約が開始した時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。

④少額短期保険事業

少額短期保険事業では、主に個人向け少額短期保険商品の引受を行っております。当該事業に係る保険契約は、保険業法を含む関係法令の定めに基づき会計処理を行っており、保険料収入については、保険責任の開始及び保険料の収納があった時点で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,403,046千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,407,321
契約負債(期首残高)	853,992
契約負債(期末残高)	882,451

連結貸借対照表上、契約負債は「前受収益」に計上しております。契約負債は、受領したサービスの対価のうち、履行義務を充足していない部分に対応する金額であり、主に年間契約のシステム提供に係るものがあります。当社のシステム提供によるサービスは、概ね契約開始月の翌月までにサービスの対価を受領しております。この金額のうち履行義務を充足していない部分に対応する金額を契約負債として計上しており、残りの契約期間にわたり均等に月割りで取り崩され収益に計上されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、853,992千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

12. その他の注記

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と正社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への正社員の意欲や士気を高めるため、2021年5月25日より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。

(1) 取引の概要

予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の正社員に対し、当社株式を給付する仕組みです。当社は、正社員に対し勤続年数、業績貢献度等に応じてポイントを付与し、原則として退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。将来給付する株式を予め取得するために、当社はみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）に金銭を信託し、当該信託銀行は信託された金銭により当社株式を取得しております。

当該信託契約に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に基づき、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末において、当該自己株式の帳簿価額は295,950千円、株式数は307,000株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,636,569	流 動 負 債	2,214,082
現金及び預金	940,154	短期借入金	20,000
売掛金	1,154,430	1年内返済予定の長期借入金	224,220
保険代理店勘定	170,057	未払金	369,268
仕掛品	28,837	未払費用	108,620
貯蔵品	10,319	未払法人税等	79,995
前払費用	121,494	未払消費税等	105,437
未収入金	39,827	前受収益	859,626
1年内回収予定の長期貸付金	100,000	預り金	26,271
その他	71,448	保険料預り金	170,057
固 定 資 産	5,479,075	リース債務	1,452
有形固定資産	189,925	賞与引当金	228,487
建物附属設備	163,502	役員賞与引当金	4,577
工具器具備品	23,294	その他の	16,066
リース資産	3,128	固 定 負 債	1,608,791
無形固定資産	2,114,224	長期借入金	1,230,140
のれん	52,489	株式給付引当金	232,437
商標権	11,016	リース債務	2,110
ソフトウェア	1,765,458	資産除去債務	144,104
ソフトウェア仮勘定	283,291	負 債 合 計	3,822,874
その他	1,969	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,174,924	株 主 資 本	4,257,107
投資有価証券	534,993	資本金	365,964
関係会社株式	448,384	資本剰余金	327,462
長期貸付金	1,750,000	資本準備金	327,462
敷金保証金	215,615	利 益 剰 余 金	4,040,623
長期前払費用	10,856	その他利益剰余金	4,040,623
繰延税金資産	215,025	繰越利益剰余金	4,040,623
その他	50	自 己 株 式	△476,943
		評価・換算差額等	△15,467
		その他有価証券評価差額金	△15,467
		新 株 予 約 権	51,130
資 産 合 計	8,115,645	純 資 産 合 計	4,292,770
		負 債 純 資 産 合 計	8,115,645

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,810,841
売上原価	2,390,026
売上総利益	5,420,815
販売費及び一般管理費	4,492,762
営業利益	928,052
営業外収益	
受取利息	15,629
受取配当金	14,530
受取保険金	6,751
未払配当金除斥益	366
助成金収入	856
その他	364
合計	38,499
営業外費用	
支払利息	18,908
支払手数料	161
合計	19,070
経常利益	947,481
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	8,865
補助金収入	20,000
合計	28,865
特別損失	
固定資産除却損	96
固定資産圧縮損	14,901
合計	14,997
税引前当期純利益	961,349
法人税、住民税及び事業税	147,936
法人税等調整額	119,098
当期純利益	694,314

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	365,964	327,462	-	327,462	3,602,885	3,602,885	△481,791	3,814,520
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△256,080	△256,080		△256,080
当 期 純 利 益					694,314	694,314		694,314
自 己 株 式 の 処 分			△496	△496			4,848	4,352
自己株式処分差損の振替			496	496	△496	△496		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	437,737	437,737	4,848	442,586
当 期 末 残 高	365,964	327,462	-	327,462	4,040,623	4,040,623	△476,943	4,257,107

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	-	-	51,130	3,865,651
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△256,080
当 期 純 利 益				694,314
自 己 株 式 の 処 分				4,352
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△15,467	△15,467		△15,467
事業年度中の変動額合計	△15,467	△15,467	-	427,119
当 期 末 残 高	△15,467	△15,467	51,130	4,292,770

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式給付引当金

従業員に対する当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

1) システム提供による収益

当社では、メンタルヘルスケアのプログラムであるアドバンテッジタフネスをはじめ、自社システムを顧客へ提供するサービスを展開しております。当該収益については、自社システムを利用したサービス提供を継続的に行うことを履行義務としており、時の経過に伴い履行義務が充足すると判断しております。したがって、サービスの対価を契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。

2) 保険販売による手数料収益

当社では、団体長期障害所得補償保険（GLTD）の販売及び個人向け保険の販売を行っております。これら保険販売においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることが主な履行義務であると判断しております。したがって、保険契約が開始した時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、15年で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	—
有形固定資産及び無形固定資産（のれんを除く）	2,251,661

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(のれんの評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	—
のれん	52,489

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復工事費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額65,608千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	369,008千円
(2) 国庫補助金等の受入により取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。	
ソフトウェア	14,901千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	131,033千円
長期金銭債権	1,750,000千円
短期金銭債務	8,802千円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高	
売上高	57,759千円
その他営業取引の取引高	86,465千円
営業取引以外の取引高	15,201千円

(2)抱合せ株式消滅差益

当社を吸収合併存続会社、ここむ株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴う抱合せ株式消滅差益8,865千円を特別利益に計上しております。

(3)補助金収入及び固定資産圧縮損

補助金収入は、経済産業省の「先端技術活用メンタルヘルスサービス開発支援事業費補助金」であり、当該補助金の受入額は「補助金収入」として特別利益に計上するとともに、当該補助金に関連して取得した固定資産について、取得価額から直接減額する圧縮記帳を行い、「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	583,354株	—	6,700株	576,654株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する自己株式307,000株を含めております。
2. 普通株式の自己株式の減少6,700株は、譲渡制限付株式報酬としての株式処分5,500株、「株式給付型ESOP信託口」から従業員への株式付与1,200株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、株式給付引当金等によるものであります。なお、繰延税金資産から控除されている金額（評価性引当額）は15,759千円であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

・子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 Mediplat	東京都 中央区	10,000	メンタリ ティマネ ジメント 事業	所有 直接 100	資金の援助 役員の兼任	資金の回収	50,000	1年内回収 予定の長期 貸付金	50,000
							受取利息 (注)	7,400	—	—
子会社	株式会社 フィッツ プラス	東京都 中央区	10,000	メンタリ ティマネ ジメント 事業	所有 直接 100	資金の援助 役員の兼任	資金の回収	50,000	1年内回収 予定の長期 貸付金	50,000
							受取利息 (注)	7,800	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	270円11銭
1株当たり当期純利益	44円22銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「株式給付型ESOP信託口」が所有する当社株式(当事業年度末307,000株、期中平均株式数307,405株)を控除して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と正社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への正社員の意欲や士気を高めるため、2021年5月25日より「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。

(1) 取引の概要

予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の正社員に対し、当社株式を給付する仕組みです。当社は、正社員に対し勤続年数、業績貢献度等に応じてポイントを付与し、原則として退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。将来給付する株式を予め取得するために、当社はみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)に金銭を信託し、当該信託銀行は信託された金銭により当社株式を取得しております。

当該信託契約に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に基づき、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末において、当該自己株式の帳簿価額は295,950千円、株式数は307,000株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	長島拓也
業務執行社員		
指定有限責任 社員	公認会計士	宮澤達也
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上